

札幌市児童福祉法施行条例、札幌市子ども・子育て支援法施行条例及び札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の改正について

1 各条例改正が必要な経緯について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 2 条第 4 項等により法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

国において、新制度施行後、5 年間で経過措置の措置の期限が到来する項目について見直しの検討を行い、経過措置の延長が必要と認められたものについて、本市の条例においても経過措置の延長を行う必要があるため、条例改正を行うもの。

また、建築基準法の改正により階数が 3 で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物について、耐火建築物であることが求められなくなったことに伴い、保育所等においては、当面、3 階以上に保育室等を設ける場合は耐火建築物とするという現行の規制を維持するための条例改正を行う必要が生じたもの。

2 札幌市児童福祉法施行条例の改正について

（1）家庭的保育事業における自園調理に関する規定の適用猶予の経過措置延長

ア 改正内容

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（以下、家庭的保育事業基準という。）附則第 2 条（食事の提供に係る経過措置）の改正に伴い、家庭的保育事業において自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を 10 年とする旨の条文を追加する。

イ 改正理由

本市に家庭的保育事業所は現在 10 施設あり、そのうち 1 施設が自園調理を行っていない。その施設においては、経過措置期間中においては自園調理せず施設運営したいとの意向がある。経過措置を延長しない場合、認可基準を満たさない状態となり、施設運営が不可能となるため、経過措置の期間延長が必要と判断し、家庭的保育事業基準に従い改正する。

（2）連携施設の確保における経過措置延長

ア 改正内容

家庭的保育事業基準附則第 3 条（連携施設に関する経過措置）の改正に伴い、連携施設の確保における経過措置を 10 年間に延長する改正を行う。

イ 改正理由

経過措置を延長しない場合、認可基準を満たさない状態となり、施設運営が不可能となる。現状、連携施設が確保できていない事業所が全体の 1 割程度あるが、今年度内に連携施設を確保できる確証がないことや、引き続き保育ニーズは高まっており、事業停止となった場合の影響が大きいこと等から、経過措置の期間延長が必要と判断し、経過措置を 5 年間から 10 年間に延長する。

（3）条例新旧対照表（案）

旧	新
附 則（平成 26 年条例第 51 号） （家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る経過措置） 4 （省略） （2）（新設）	附 則（平成 26 年条例第 51 号） （家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る経過措置） 4 （現行のとおり） <u>（2）前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 138 条の 34、第 138 条の 41 第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 138 条の 42 第 1 項（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合において、当該施設等は、第 138 条の 23 第 4 号に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 138 条の 30 の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は料理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</u>
5 施行日から起算して<u>5</u>年間は、連携施設（改正後の第 138 条の 26 に規定する連携施設をいう。）の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合については、改正後の第 138 条の 26 の規定は、適用しない。	5 施行日から起算して <u>10</u> 年間は、連携施設（改正後の第 138 条の 26 に規定する連携施設をいう。）の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合については、改正後の第 138 条の 26 の規定は、適用しない。

（4）施行期日について

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（5）その他の改正について

建築基準法の一部を改正する法律（改正建築基準法）による建築基準法の改正に伴う保育所基準第 3 2 条第 8 項（設備の基準）の改正と同様に、保育所について当面 3 階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合は耐火建築物とする現行の規制を維持するよう、文言修正を行う予定。

3 札幌市子ども・子育て支援法施行条例の改正について

(1) 連携施設の確保における経過措置延長

ア 改正内容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の前提となっている、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことを踏まえ、連携施設の確保の経過措置を延長する改正を行う。

イ 改正理由

経過措置を延長しない場合、認可基準を満たさない状態となり、施設運営が不可能となる。現状、連携施設が確保できていない事業所が全体の1割程度あるが、今年度内に連携施設を確保できる確証がないことや、引き続き保育ニーズは高まっており、事業停止となった場合の影響が大きいこと等から、引き続き5年間の延長が必要と判断し、経過措置を5年間から10年間に延長する。(札幌市児童福祉法施行条例と同様の改正。)

(2) 条例新旧対照表 (案)

旧	新
附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合については、この条例の施行の日から起算して<u>5</u>年を経過する日までの間、第41条第1項の規定は、適用しない。	附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合については、この条例の施行の日から起算して<u>10</u>年を経過する日までの間、第41条第1項の規定は、適用しない。

(3) 施行期日について

令和2年4月1日から施行する。

4 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の改正について

(1) 幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の延長

ア 改正内容

認定こども園法一部改正法の改正により、幼保連携型認定こども園について、保育教諭等となることができる者の要件に係る特例が5年間延長されることを踏まえ、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令に規定されている幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例を5年間延長されることに伴い、経過措置の期間を5年間延長する改正を行う。

イ 改正理由

経過措置を延長することで、既設の幼保連携型認定こども園の施設運営の安定化、施設における必要な人材確保に資するため、経過措置の期間延長が必要と判断し、経過措置を5年
間から10年間に延長する。

(2) 条例新旧対照表（案）

旧	新
附 則 （幼保連携型認定こども園の職員の数に関する経過措置） 第3条 施行日から起算して<u>5</u>年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第11条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。	附 則 （幼保連携型認定こども園の職員の数に関する経過措置） 第3条 施行日から起算して <u>10</u>年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第11条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

(3) 施行期日について

令和2年4月1日から施行する。

(4) その他の改正について

建築基準法の一部を改正する法律（改正建築基準法）による建築基準法の改正に伴う保育所基準第32条第8項（設備の基準）の改正と同様に、幼保連携型認定こども園について当面3階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合は耐火建築物とする現行の規制を維持するよう、文言修正を行う予定。

本条例の改正に伴い、札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例についても同様の文言修正を行う予定。

5 今後の流れ

すべての条例について、令和2年2月第1回定例市議会に議案を提出予定。